

第二十八章 罪の罰からの救い

I 救いの意味

神の子とされた者は誰でも、救いに関する神の啓示を熟知していなければならない。

なぜなら、①個人的救いがこれにかかっており、②神がこの世に知らせるようと、信者に託された使信であり、③これが神の愛のすべてを明らかにしているからである。

聖書で使われているいちばん広い意味によれば、「救い」ということばは神が人を永遠の滅びと罪のさばきから救い出し、現在における永遠のいのちと天国での永遠の栄光とを人々に与えてくださるといふ、神の働きの全体を指している。

このみわざの細部は時代によっていくらか異なってきた。今の時代の救いについては聖書にはるかに多く啓示されているだけでなく、その達成において他のわざにまさるものである。

II 罪に対する神の解決策としての救い

罪についての二つの普遍的な事実に注目すべきである。

1 罪はそれが未開人であるか文明人であるかにかかわらず、常に等しく罪深いものである。

2 罪は神の御子が流された血によってのみ解決される。(エペソ 1:7)

神は罪を軽く扱われたことは一度もない。許しは罪人には何の重荷も負わせないが、軽減されないままの罪をキリストが十字架において負われたからこそ、罪人は許され義とされるのである。旧約においては、このキリストを予期した捧げ物を祭司が捧げたときに初めて罪が許された。

III 十字架以前と以後の救い

1 十字架以前に神が罪を扱われた方法は贖罪によると言われる。(レビ 1:4)

このことばは聖書の用法では単に「覆う」ことを意味する。動物の血は罪を取り除かなかった。(ヘブル 10:4) キリストが世の罪を決定的に解決されるその日まで、罪を覆う役割を果たしたのである。以下の聖句は理解の助けとなる。

① ロマ 3:25 「許し」ということばは「見逃す」という意味をもっている。

② 使徒の働き 17:30 神は罪を「見過ごしておられた」と記されている。

2 十字架以降の罪に対処される神の方法はロマ 3:26 に書かれている。

キリストは十字架でその身に全世界の罪を負われました。神は十字架のゆえに、その罪を見逃したり、覆ったりすることはせず、「罪を取り除いた」(ヨハネ 1:29)。それゆえ、信じるものを義とすることができる。

IV 救いの三時制

- 1 過去時制（ルカ7：50、Ⅰコリ1：18、Ⅱコリ2：15、エペ2：5、8）
信じるものにとって救いは過去のものとして、完成されたものとしている。
- 2 現在時制（ロマ6：14、8：2、Ⅱコリ3：18、ガラ2：19、20他）
罪の支配力からの現在の救いに関するものである。
- 3 未来時制（ロマ8：29、13：11、Ⅰペテ1：5、Ⅰヨハ3：2）
信者がキリストに完全に似た者とされる未来を予期している。

V キリストの完了したみわざとしての救い

「完了した」（ヨハネ 19：30）という言葉がキリストの死の前に記録された最後の言葉である。それは罪の許しが完全になされたことを示している。

VI 人を生かす神のみわざとして救い

信じた瞬間に達成される神の救いのみわざは、神の恵みの働きのさまざまな局面を含んでいる。すなわち、贖い、和解、なだめ、許し、新生、転嫁、義認、聖化、完全、栄化である。それによって、相続に与かる者とされ、受け入れられ、義とされ、神に近づけられ、神の子とされ、天に国籍を持つ者とされ、キリストにあって完全にされる。神の子らは暗闇の力から解放されて、御子の支配の中に入れられ、神のあらゆる霊的な祝福を有している。

VII 救われた者たちの罪に関連した救い

- 1 罪人がキリストを信じる時に罪の許しが達成され、それは彼の救いの一部である。
- 2 クリスチャンの罪を神が取り扱われる時、問題となるのは罪だけであって、悔い改めて信じて救われるのではなく、罪を告白することによって許される。

VIII 信仰のみを条件とする救い

新約聖書で約 150 カ所に罪人の救いは「信じること」だけにかかっているとあり、また 35 カ所には信じることと同義である「信仰」によると宣言されている。信じるとは、ただ知的な面だけではなく、個人が信仰によって、キリストを受け入れようという意志を持つ積極的な行為である。

救いはキリストを通してのみ得られる。したがって人間は、キリストを救い主として受け入れる時にのみ救われるのである。